

杉並区多文化共生推進懇談会運営要綱

令和6年4月15日

杉並第4154号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区多文化共生推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 懇談会は、（仮称）杉並区多文化共生基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に当たり、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 基本方針の内容に関すること。
- (2) その他多文化共生社会の推進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 多文化共生関係団体の代表者 1名
- (3) 杉並区町会連合会の代表者 1名
- (4) 学校関係者 1名
- (5) 外国人住民又は帰化により日本国籍を取得した住民2名
- (6) その他区民生活部文化・スポーツ担当部長（以下「担当部長」という。）が必要と認める者

(運営)

第4条 懇談会は、担当部長が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、内容ごとに適した者を選出する。
- 3 担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。ただし、担当部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、区民生活部文化・交流課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。